

税務キャッチ・アップ

相続税関係

外国人・在外邦人の印鑑証明に代わる書類

1 はじめに

相続税の申告をする際、印鑑証明書を添付しなければならないが、通常外国人・在外邦人は印鑑証明書を添付することができない。

そこで本稿では印鑑証明に代わる書類の提出について述べる。

2 印鑑証明の提出

配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例の適用を受けるためには、遺言書の写し、遺産分割協議書の写し、その他一定の書類を相続税の申告書に添付して提出する必要がある。遺産分割協議書には、すべての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の住所地の市町村長が作成した印鑑証明書が添付されている印を押印しなければならない。

(相法19の2③、相規1の6③一、措法69の4⑥、措規23の2⑧)。

3 居住者の場合の印鑑証明

国内に住所のある居住者は、市区町村役場へ本人が直接出頭し印鑑の登録申請を行うことで市区町村役場から氏名及び生年月日が記載された印鑑登録証明書交付を受けることができる。

4 非居住者の場合の印鑑証明

(1) 在留邦人の場合の署名証明
居住地国(外国)の日本公館(中華人民共和国の日本領事館)で印鑑証明書の発行を行っている場合には、居住地国の日本公館が発行した印鑑証明を添

付する。これに対し居住地国の日本公館で印鑑証明の発行を行っていない場合には次に掲げる手続きにより署名証明により印鑑証明に代えることができる。

① 署名証明

日本に住民登録をしていない海外に在留している者に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために発給されるもので、申請者の署名及び拇印が確かに領事の面前でされたことを証明するものである。

② 証明の方法

イ. 貼付型

在外公館が発行する証明書と申請者が領事の面前で署名した遺産分割協議書を綴り合わせて割り印を行うもの。

ロ. 単独型

申請者の署名を単独で証明するもの。

③ 発給条件

イ. 原則として日本国籍を有する者。

ロ. 領事の面前で署名及び拇印を行わなければならないので、申請する者が公館へ出向いて申請することが必要である。代理申請や郵便申請はできないので注意が必要である。

④ 必要書類

イ. 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類(有効な日本国旅券等)。

上記4②イの貼付型による証明を希望するには、日本より送付されてきた署名(及び拇印)

すべき遺産分割協議書。

なお、署名は領事の面前で行う必要があるため、事前に署名をしないことが注意点である。

⑤ 一時的に帰国している場合
一時的に帰国している場合には、日本国内の公証人役場で署名証明書を取得することができる。

(2) 外国国籍を有する者の場合
外国国籍を有する者は下記①～③に掲げる書類を遺産分割協議書に添付して提出する必要がある。

① その者の本国の官公署又は
在日公館の外国官憲の発行した署名証明書

② その者が印鑑証明書制度のある国に在住している場合には、その国の官公署の発行した印鑑証明書

③ その者が日本に在住し、かつ、印鑑を使用している場合にはその者の居住地の市町村長の発行した印鑑証明書

5 おわりに

在留邦人・外国人の相続手続きは通常の手続きに比べ煩雑な手続きが必要となる。その解消法の一つとして遺言書を活用する方法が考えられる。また遺言書に遺言執行者を日本国内にいる者を指定することにより遺言執行者の単独の署名・捺印により相続手続きが可能となるので事前に対策を取るとよい。

(右山研究グループ
税理士 徳丸 親一)